第208回国会 衆議院 厚生労働委員会 第17号 令和4年4月27日 井坂信彦議員の質問に、山井和則が答弁

- ○橋本委員長 次に、井坂信彦君。
- ○井坂委員 立憲民主党の井坂信彦です。

本日は、児童福祉法、それから議員提出法案について質問をさせていただきます。

まず冒頭に、議員提出法案について伺います。

提出者は、保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案、それからもう一つ、介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案と、政府の法案に対して、今回この二本の法案を提出した趣旨や理由についてお答えください。

○山井議員 ありがとうございます。

先ほどの連合からの提言にもありましたように、もちろん、今回の政府による三%、約九千円の処遇改善は一 歩前進でありますけれども、残念ながら、現場の声は、全く足りない、えっ、これで終わりなのという、本当に喜 びの声が半分と怒りの声が半分ということであります。

そういう中で、保育士さんの賃金は全産業の平均と比較して約八万円低い水準にあり、そして政府の処遇改善では不十分です。また、保育園では、マスクができないお子さんも多くて、感染リスクの中、本当に懸命に現場は頑張っておられます。また、長引くコロナ禍において、感染対策を取ることが難しい環境の中で、保育や幼稚園において、現場でお仕事をされている方々の負担は非常に大きいものとなっております。

また、先ほども申し上げましたように、会計年度任用職員、学童保育の指導員の方々の処遇改善の事例は非常に少ないわけであります。

今、こども家庭庁の創設の議論が行われているわけで、岸田総理も、子育て、子供関連予算倍増とおっしゃっているわけですから、是非とも、保育士、幼稚園教諭、学童保育の職員の方々、児童養護施設の方々、そういう方々の処遇改善、更に一万円つけ加えるべきだと思います。

さらに、介護、障害福祉の処遇改善に関しては、これも同様に、全産業に比べて約八万円低い水準にありまして、こちらは更に深刻で、介護現場においては、今回、直接介護している人が主な対象であるということになっておりまして、ケアマネジャーさん、そして指導員さん、一般の職員さんは対象外になっております。これは非常に深刻な問題でありまして、私たちの議員立法では、全ての職員さんに、フルタイムで一万円賃上げが可能な内容となっております。

その結果、ケアマネジャーさんは、今、賃金が上がらないから離職になる、あるいは人手不足ということも出ております。介護職員の賃金が上がるのに、同じように頑張っている現場のケアマネジャーさんの賃金がなぜ上がらないのかという苦情も出ております。

また、今回の児童福祉法に関連しまして、今回の障害者の処遇改善法では、障害者や障害児のための放課後デイサービスの職員の処遇改善も入っております。

与野党合意できる内容だと思いますので、是非とも御審議、よろしくお願い申し上げます。

○井坂委員 ありがとうございます。

議法提出者に関する質問は今日はこの一問ですので、お戻りをいただければと思います。ありがとうございます。

続きまして、政府提出法案について伺います。

社会的養育経験者の自立支援について伺います。

十八歳や二十二歳になって児童養護施設などを卒業して、保護を離れた若者のことをケアリーバーと呼ぶそうです。このケアリーバーの自立支援について、私も以前から議論をしてまいりました。

配付の、お配りしております資料の一ページ目、二ページ目、当時の議事録を持ってまいりました。

当時、大臣は塩崎大臣でありましたけれども、私の方から、十八歳ではなく二十二歳まで児童養護施設にいられるようにという議論を重ねてきて、ちょうど二ページ目を御覧いただきたいんですけれども、私が、二十二歳

じゃ駄目なんだと、大学で私も浪人を一年しましたが、大学で浪人したら二十三歳まで卒業にかかるから児童養護施設も二十三歳まで置いてもらわないと困る、こんな話をしたところ、塩崎大臣が、自分は大学で一年浪人、一年休学の二年遅れだったから二十四歳まで必要だ、イギリスでは二十五歳までやっているんだ、こういう御答弁で、さすがは一年浪人、一年休学の大臣だ、こういう結論になったわけであります。

塩崎大臣は、このように、事児童養護に関して特別に思い入れのある大臣でありました。

今回、児童自立生活援助事業が、これまで一律二十二歳で打ち切られていたのが、年齢要件が弾力化をされた ということ、そして、必要と認められれば、まさに二十四歳でも二十五歳でも児童養護施設に身を置けるように なったことは本当によかったと思います。この年齢制限が弾力化された中身について、詳しく伺います。

まず参考人に伺いますが、都道府県が、一度は、児童自立生活援助の継続を不要と、例えば二十二歳で、これでいいだろうというふうに判断をして、卒業してもらった、しかし、一定期間後に再びその人が、またその直後に援助が必要になった場合、そのケアリーバーは元々いた児童養護施設や元々いた里親の家庭に戻って児童自立生活援助事業を受けられるのかどうか、参考人に伺います。